障害年金をもらいながら働くと、年金は減ってしまう？

そんな不安をお持ちの方へ。



NotebookLM

ご安心ください。



就労継続支援B型事業所で働いても、
障害年金が減額・停止されることは、
ほぼありません。

この資料では、なぜ安心なのか、その理由と仕組みを分かりやすく解説します。

NotebookLM

この資料でわかる3つのポイント



障害年金とB型での就労は両立可能であること。

就労継続支援B型事業所での就労と障害年金の受給は、制度上も問題なく両立てできます。



年金が減額される基準に達しないこと。

B型事業所の工賃（給料）は、障害年金の支給額に影響する所得制限の基準には通常達しません。



生活のメリハリや社会との繋がりに繋がること。

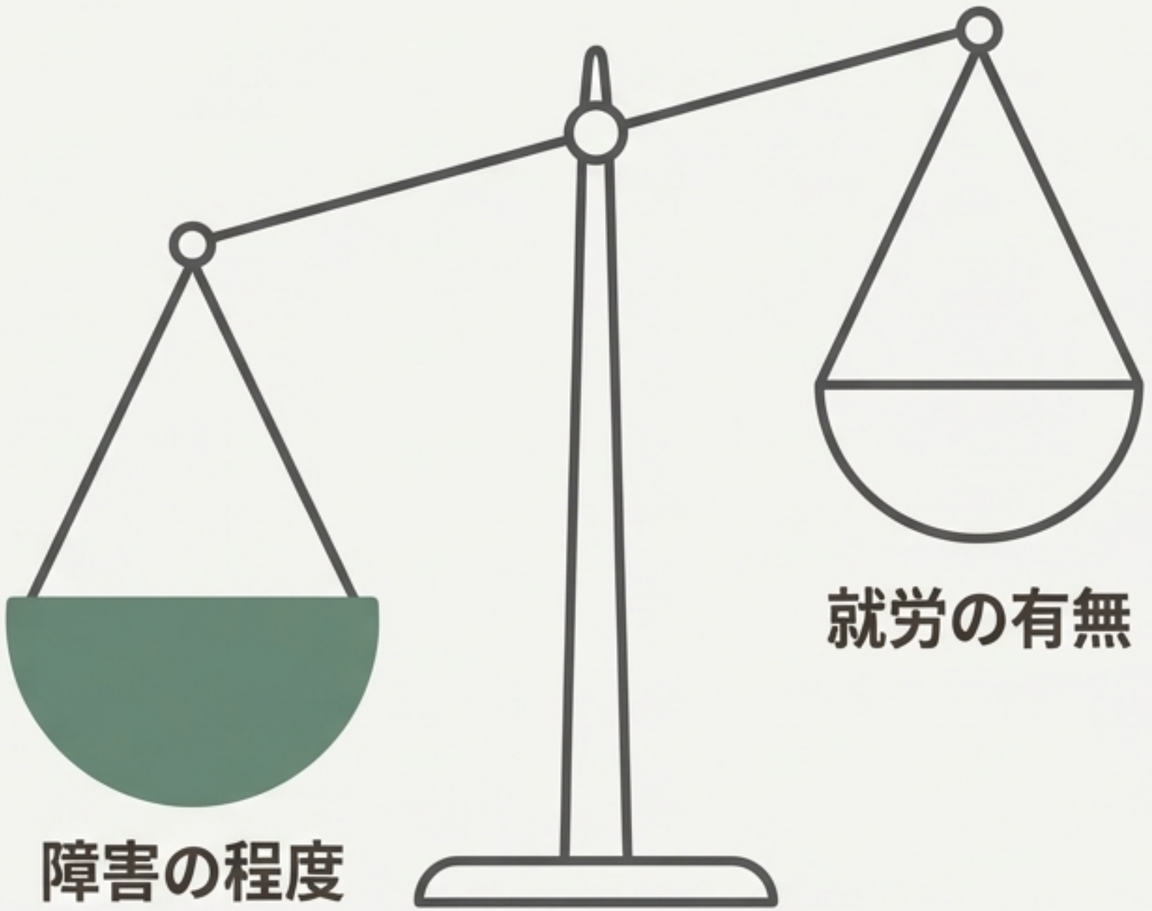
働くことは、生活のリズムを整え、社会とのつながりを感じる良い機会となります。

NotebookLM

障害年金の基本ルール：年金は「働き方」ではなく「障害の程度」で決まります

障害年金は、「働けない人」だけのものではありません。

支給の判断基準は、あくまで**障害の程度**です。「働いているか、いないか」という事実だけで、年金がすぐに停止されるわけではないのです。



NotebookLM

障害等級と就労の目安



1級

日常生活に著しい制限がある状態。就労は困難な場合が多い。



2級

日常生活に制限がある状態。軽作業や短時間労働は可能な場合がある。



3級（厚生年金のみ）

労働に制限がある状態。就労は可能だが、フルタイムは難しい場合がある。

B型事業所は「自分のペースで無理なく働く」ことが前提のため、**どの等級の方でも年金受給と両立しやすい**働き方です。

NotebookLM

では、年金の見直しが行われるのはどんな時？



障害の程度が改善したと判断された場合

診断書の更新時に、医師の判断などに基づき判定されます。



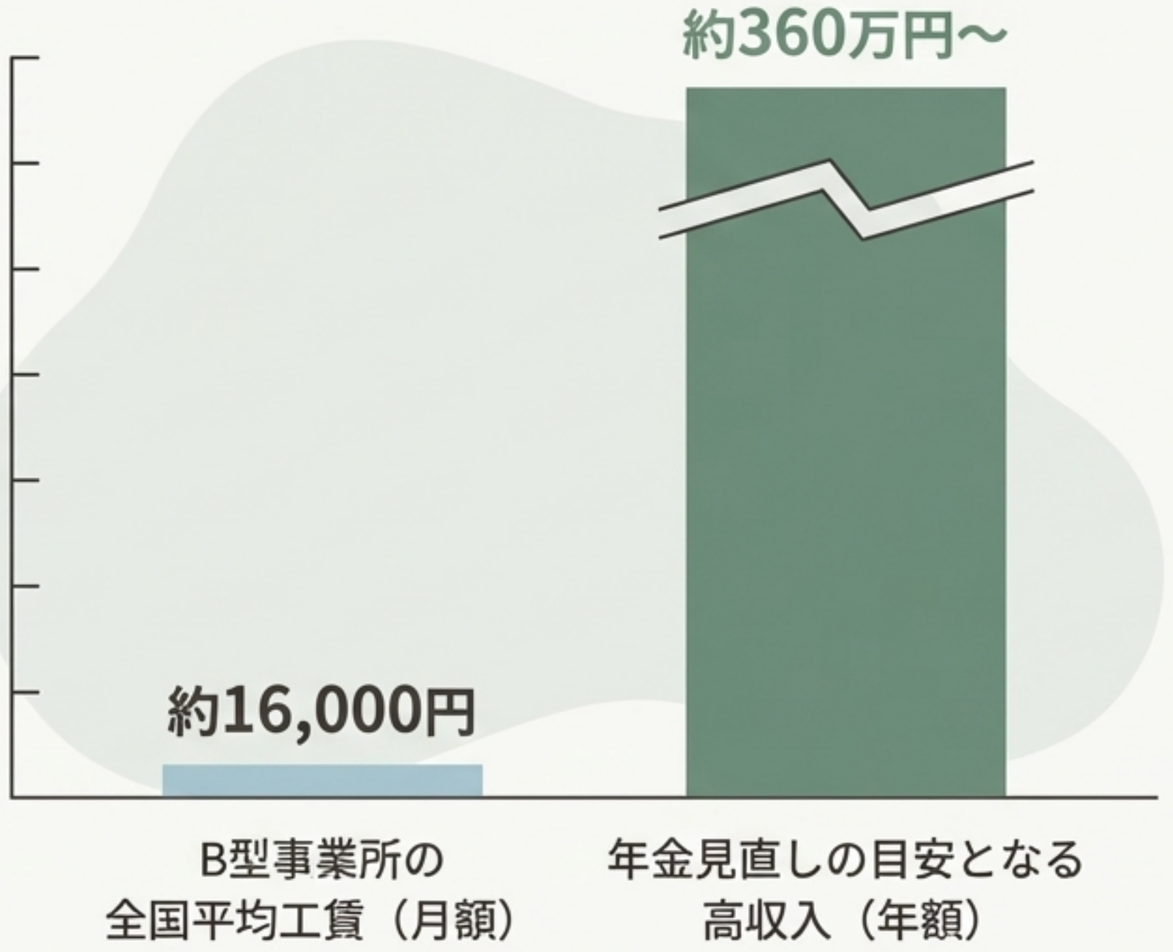
一般就労で非常に高い収入を得た場合

年金の等級や個々の状況にもよりますが、一つの目安として**年収360万円以上**などが挙げられます。

NotebookLM

B型事業所の工賃が、年金に影響しない理由

B型事業所の工賃は、
年金が減額されるほどの
高収入には**まず該当しません**。
安心して働ける大きな理由が
ここにあります。



NotebookLM

「理屈はわかったけど、
やっぱり不安…」

そんな方のために、アイデンドで
実際にあったケースをご紹介します。



NotebookLM

事例紹介：Fさん（50代・男性）の場合

「年金が止まるのが怖くて、働けなかった」

状況（Before）

- **Status:** 障害年金2級を受給中。
- **Challenge:** 「働いたら年金が止まるのでは？」という強い不安から、家に引きこもりがちになっていた。
- **Emotion:** 社会との繋がりを求めつつも、一歩を踏み出せずにいた。



NotebookLM

事例紹介：Fさん（50代・男性）の現在

「働くことで、生活にメリハリが生まれました」

解決策＆結果（After）

- **Action:** アイデンドに相談し、「B型の工賃では年金に影響がない」ことを理解。
- **Result:** 現在は週3回通所し、軽作業で月額10,000円の工賃を獲得。
- **Pension Status:** 年金は変わらず全額受給中。



「働くことで生活にメリハリができて、気持ちも前向きになりました。」

NotebookLM

あなたは当てはまる？セルフチェックリスト

一つでも当てはまる方は、B型事業所での就労を考えてみませんか？

- [] 障害年金をもらっているが、少しでも働いてみたい。
- [] 年金だけでは生活が少し厳しいと感じている。
- [] 社会とのつながりを持ちたいが、フルタイム勤務は難しい。
- [] 「年金が減るかも」という不安で、働くことを諦めていた。

B型事業所なら、年金を受給しながら、あなたのペースで働けます。

NotebookLM

アイデンドが、あなたの「働きたい」を支えます



丁寧な相談対応

年金と工賃の関係など、
一人ひとりの不安に寄り添い、
丁寧にご説明します。



無理のないペースでの通所

あなたの体調や希望に合わせて、
週1回の利用からスタートできます。

NotebookLM

スタッフからのワンポイントアドバイス



「『年金が減るかも…』という不安は、多くの方が抱えています。でも、B型の工賃で年金に影響することはまずありません。
むしろ、働くことで生活にリズムが生まれ、心身の健康にもプラスになります。どんな小さなことでも、まずは気軽にご相談ください。」

NotebookLM

まとめ：障害年金と就労の新しい考え方

年金は**障害の程度**で決まる。B型で働くこと自体が問題になることはない。

B型の工賃は少額なため、**年金への影響はない**。安心して働ける。

働くことは、収入だけでなく**生活の質を高める**第一歩になる。

「年金があるから働けない」

↓

「年金があるからこそ、無理なく安心して働ける」

NotebookLM

「こんなことを聞いてもいいのかな？」

どんな小さな不安や疑問でも構いません。
私たちは、あなたと一緒に解決策を考えたいと思っています。
ご相談はすべて無料です。

まずは、お気軽にお問い合わせください。

お電話でのお問い合わせ（平日9-17時）

- アイデンド八戸　0178-32-0617
- アイデンド十和田　0176-58-6257
- manaby CREATORS 八戸　0178-51-8951

NotebookLM